

関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談
各種許認可申請・相続・内容証明文書作成

〒125-0041 東京都葛飾区東金町2-7-13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
E-mail: sr8seki@jima@yahoo.co.jp



2008年3月号

75歳以上の後期高齢者医療制度とは

75歳になったら全員強制加入

75歳以上の全ての方が加入する後期高齢者医療保険制度がいよいよこの4月から始まります。これまで国民健康保険に加入していた方も、健康保険に加入していた方も、また、息子さんなど健康保険加入者の

被扶養者となっていた方も全ての方がこれまでの保険制度を脱退し、都道府県単位で設立される広域連合高年齢者医療保険に加入します。

保険料ゼロの被扶養者にも新たに保険料

健康保険の被扶養者となっていた方は、これまで保険料を納めなくてよかったのですが、これからは、75歳になると保険料を納めなくてはなりません。保険料は9月

まで凍結されますが、10月から今年度限り1割納付になります。そして、来年4月からは、他の人と同一水準になります。

年金から毎月約1万円を超える額が天引き

保険料額は、都道府県ごとに決まる予定です。全国平均で年7万2000円（月6000円）になると政府は試算しており、介護保険料（全国平均4090円）とあわ

せると、多くの高齢者が、毎月1万円を超える額が「天引き」されます。75歳以上の医療制度を一般と切り離すことで今後、保険料の毎年引き上げが予想されます。

年金額が少ない人は個別納付

年金額が18万円（月額1万5千円）または介護保険料と後期高年齢医療保険料を合わせた額が、年金額の半分を超える人は、

個別に納付することになります。滞納すると保険証が取り上げられますので注意が必要です。

年金時効特例法について

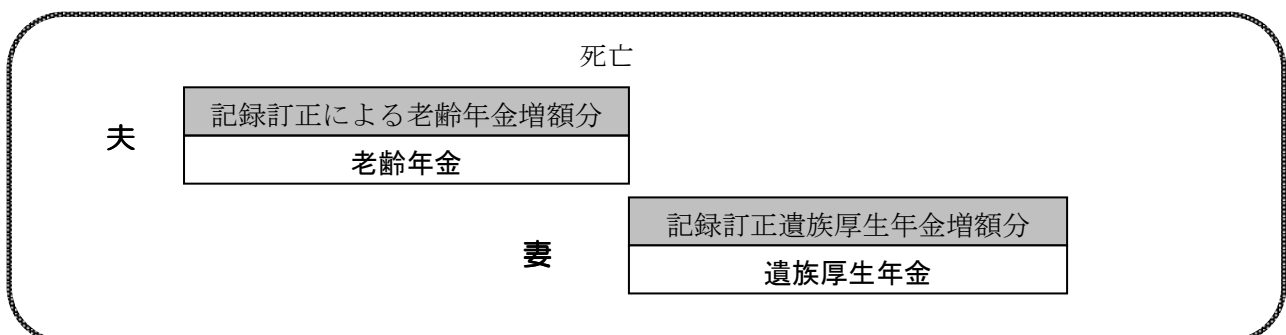
これまでは過去の年金記録が見つかってもしかのぼって差額が支給される期間は5年間の範囲内でした。しかし、5000万件の浮いた年金記録問題の関係で、年金時効特例法（H19.7.6）が成立し、過去の全期間にさかのぼって支給されるようになりました。そのため、**請求漏れ期間が見つかる**と**数百万円になる**ということが少なくありません。

さかのぼって支給される対象者は次の人です。

- | |
|---|
| ① 過去、年金記録の訂正により年金額が増額された人のうち、時効切れでさかのぼって5年分しかもらえなかった者 |
| ② 過去、年金記録の訂正により年金が出るようになった人のうち、時効切れでさかのぼって5年分しかもらえなかった者 |
| ② 今後、年金記録の訂正により年金額が増額される人 |

過去に年金記録の訂正で5年分しかさかのぼってもらえなかった人も、今回の法改正により、**時効切れでもらえなかった分ももらえる**ようになっています。

また、例えば、遺族年金受給者が亡夫の年金記録の漏れが見つかった時には、①**亡夫の記録訂正分による年金増額分**と②**遺族厚生年金の増額分**の両方がもらえます。





労災休業補償 事業主の代理受領

先日、従業員が、転倒し腰部を骨折しました。長期間休業しているため労災保険の休業補償を請求しようと思っておりますが、以下の事項について教えてください。

- ① 労災保険の休業補償の支給が本人に支給されるのが、給料日からかなり後になってしまうようですので、通常通り給与を支払い、事業主が本人に代わって労災保険の休業補償を受領したいと思っておりますが、可能でしょうか？
- ② 労災保険からの休業補償額は平均賃金の 60%、特別支給金は 20%と聞いていますが、本人の生活が困窮しないように、不足する 20%を賃金として支給したいと思っております。この場合、労災保険からの支給額が減額されることはありませんか？
- ③ 本人には有給休暇の未消化日数が 20 日間ありましたので、それを充当した場合、充当した期間の労災保険への休業補償は請求できるのでしょうか？

◇ 回答

△ 事前に届出て承認を受ければ

- ① 業務上災害や通勤災害に伴う被災労働者の休業補償を事業主が本人に代わって受領することは原則としてできません。ただし、事前に労働基準監督署長の承認を受けている場合は可能です。委任払制度といって事前に承認を受けておくとその事業所のすべての休業補償に適用されます。労災保険への請求前に本人に支払っておくことが条件となります。

△ 給与とみなされ、その分減額される

- ② 不足する 20%を賃金の一部として支給した場合は、労災保険から支給される休業補償の 60%からその分 (20%) が減額され、40%の支給額となります。ただし、慶弔見舞金であれば減額の対象になりません。

△ 年休期間中は労災請求不可

- ③ 療養のため休業した期間に有給休暇の未消化日を充当した期間は、労災保険への請求はできません。有給休暇取得中は賃金が支払われていることになり、事業主が勧めることはできません。ただし、待機期間 3 日については事業主に 60%以上の休業手当の支払義務があり、本人が年次休暇とするならば 100%の支払義務が生じます。

●後期高齢者医療 野党4党が廃止法案提出

野党4党（民主・共産・社民・国民新）は、4月からスタートする後期高齢者医療制度（75歳以上の被扶養者からの保険料徴収、70～74歳の医療費の窓口負担の1割から2割への引上げ）の廃止法案を衆議院に提出した。同制度は2006年の通常国会で与党の賛成で成立したが、与党は負担増について半年～1年凍結の方針を明らかにしている。（2月29日）

●中小企業の48%が弁護士利用経験なし

中小企業のうち48%がこれまでに弁護士を利用したことがないことが、日本弁護士連合会が全国の中小企業約3,200社を対象に実施したアンケート調査によりわかった。「相談で利用」が29%、「裁判などで利用」が23%だった。多くの企業は「報酬や得意分野がわかりやすければ活用する」と回答しており、中小企業での潜在需要がある実態も明らかとなった。（2月28日）

●「年金前借り」の条件・審査を厳格化へ

公的年金の実質的な前借りが可能となる「年金担保融資」について、実施主体である厚生労働省所管の独立行政法人・福祉医療機構は、融資条件や審査方法を厳格化する方針を明らかにした。年金からの天引きにより返済するため、返済時に年金受給額が大幅に減って生活保護を受ける例が相次いでいるため、2008年度中に運用方法を改める方針。（2月24日）

●マック判決の影響 管理職見直しの動き

東日本でレストランチェーン店を運営するカルラは、店長の職務内容を洗い直して管理職から外し、手当等を変更して残業代を支払うことを決定した。日本マクドナルドの残業代訴訟判決を受けたものとみられ、同社以外にも追随する企業が出てくる可能性がある。（2月22日）

●「年金特別便」10月迄に9,000万人へ送付

政府は年金記録問題に関する関係閣僚会議を開き、「ねんきん特別便」の4月以降の新たな特別便（通称「全員便」）の様式を了承したことが明らかとなった。現在の特別便の対象者以外の約9,000万人に対して4月から10月にかけて送られるもので、受け取った人が氏名や電話番号、旧姓、記録の修正内容などを記入して社会保険庁に封書で返送する「年金加入記録回答票」を追加した。（2月19日）

●月間消費支出が3年ぶりに増加

2007年における1世帯当たりの月間消費支出が26万1,526円（前年比1.2%増）となり、3年ぶりにプラスに転じたことが、総務省の家計調査によりわかった。定率減税の廃止などにより負担は増えたが、所得環境が改善したことにより個人消費が増えたものとみられる。（2月16日）

